

## 公共施設等における花きの活用拡大支援事業追加公募（3回目公募）要領

### 第1 総則

公共施設等における花きの活用拡大支援事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるものとする。

### 第2 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う卒業式の中止等により、国内消費が減退している花き（花きの振興に関する法律第2条第1項に規定する花きをいう。以下同じ。）について、物日における需要に依存した従来の消費構造を転換することが急務となっている。このため、日常生活における花きの定着、インバウンドを通じた海外需要の喚起による輸出拡大に向け、本事業により公共施設等における花きの活用拡大の取組等を支援する。

### 第3 事業の内容

本事業の事業内容は、以下に掲げる1及び2による花きの活用拡大を通じた需要喚起並びに3によるメディア等を活用した国内外への情報発信の強化を図るものとし、事業実施主体は、花きの消費構造の転換を図るため、花き産業関係者（花きの生産、流通、販売又は文化に関わる個人若しくは団体をいう。以下同じ。）の連携の下、公共施設等における花きを活用した取組等を効率的・効果的に実施するよう努めるものとする。

#### 1 自治体や学校、企業等における花きの活用拡大を通じた日常生活での需要喚起

事業実施主体は、学校、福祉施設、図書館等の公共施設又は家庭・職場での日常生活における花きの活用促進と定着を図るため、地方自治体や学校、企業等での花飾り展示による花の楽しみ方の提案や、生け花又はアレンジメント講座の開催によるコト消費の喚起等の取組を実施する。

（取組例）

- ・各地域で生産された花きで装飾した憩いの場の創設
- ・役場のロビーなど、地域住民が利用する空間を活用した花飾り
- ・小中学生を対象とした「フラワーアレンジメント」体験
- ・地域の花店による「花の効果・効用」に関するセミナー
- ・家庭や職場を華やかに装飾する「花飾りコンテスト」の開催
- ・花育の効果測定を目的とした家庭でのモニター調査 等

#### 2 主要な空港、駅、観光地等における花きの活用拡大を通じた国内外の需要喚起

事業実施主体は、国内外の旅行客が多数訪れる主要な空港、港湾、駅、観光地等において、花きを活用した花飾り展示や和の空間、生け花体験、販売会等の日本の優れた花き品種、花き文化等を紹介する取組を実施する。

(取組例)

- ・ 主要な空港（千歳、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡、那覇等）、港湾（東京、横浜、名古屋、神戸、下関、博多、長崎等）、駅（札幌、仙台、大宮、東京、新宿、渋谷、金沢、名古屋、京都、広島、博多等）、観光地（ニセコ、日光、浅草、銀座、鎌倉、京都、奈良、姫路等）における観光客・旅行者向けの以下の取組
- ・ 「和の空間」（組立茶室）の設置及びそれを活用した生け花、お茶、着物等日本文化の展示
- ・ 生け花、お茶等の専門家による実演イベントの開催
- ・ 飛行機、列車等の乗り換え時間を活用した「フラワーアレンジメント」体験 等

### 3 メディア・SNS等を活用した国内外への情報発信

事業実施主体は、テレビやラジオ、新聞広告、ポスター、インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等（以下「メディア・SNS等」という。）を活用し、花きの活用拡大、日常生活への定着その他の取組を効果的に拡散し、花きの継続的な利用者（リピーター）を増加させるための国内外への情報発信の取組を実施する。

(取組例)

- ・ 新聞・雑誌広告、列車中吊広告
- ・ インターネット SNS 広告
- ・ 海外向けメディアコンテンツの作成・情報発信

## 第4 応募団体の要件

本事業を実施する事業実施主体は、第3の1及び2については都道府県単位で活動する協議会等（以下「地域推進協議会等」という。）又は全国規模で活動する協議会（以下「広域推進協議会」という。）、第3の3については広域推進協議会であって、それぞれ、次の1又は2に掲げる要件を満たさなければならないものとする。ただし、広域推進協議会の構成員の中に1の地域推進協議会等の構成員を兼ねる者が含まれる場合は、当該地域推進協議会等が実施する事業による取組はできないものとする。

また、事業実施主体は、花きの消費構造の転換を図るため、花き産業関係者（花きの生産、流通、販売又は文化に関わる個人若しくは法人をいう。以下同じ。）の連携の下、主要な公共施設等における花きの活用を拡大する取組を実施するとともに、活用拡大の取組についてメディア・SNS等を活用して情報発信することにより、日常生活における花きの活用の定着、インバウンドを通じた海外需要の喚起及び輸出の拡大につなげるよう努めるものとする。

1 地域推進協議会は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。ただし、都道府県、生産者及び流通業者は必須の構成員とし、本事業の実施後も継続して活用拡大に取り組む意思のある事業者の参画を必須とする。
- (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした

協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。

## 2 広域推進協議会は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 全国を活動の範囲とし、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。ただし、本事業の実施後も継続して活用拡大に取り組む意思のある事業者の参画を必須とする。
- (2) 協議会規約が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。
- (5) 広域推進協議会には、必要に応じて都道府県、市町村、花き研究者、民間企業、民間団体（公益法人、一般社団法人、一般財団法人等）、協議会（地域推進協議会等及び広域推進協議会以外のもの）が参加できるものとしていること。

## 第5 事業の実施期間

本事業の事業実施期間は、令和2年度とする。

## 第6 事業の成果目標

### 1 目標年度

目標年度は、令和2年度及び3年度とする。

### 2 成果目標

事業実施主体の活動区域における花きの消費額又は出荷額（輸出を含む）を、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大前の水準以上、令和3年度には5%以上にそれぞれ増加させること。

ただし、事業実施者の責によらない事情がある場合にあっては、1及び2の限りではない。

### 3 事業実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度以降、目標年度までの毎年度7月末までに、事業を実施した結果、具体的にどのような花きの需要が増大したかを農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告すること。

## 第7 事業の補助要件、補助金額及び補助率

### 1 事業の補助要件

事業の補助要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体が、第4の応募団体の要件を満たす組織であること。
- (2) 実施する事業の内容に応じて第6の2が定められていること。

### 2 補助金額及び補助率

- (1) 補助金額は777,543千円とする。
- (2) 補助率は第3の1及び2の取組は定額、第3の3の取組は1/2とする。ただし、原材料費のうち花材費は1/2とする。

## 第8 補助対象経費

1 補助対象経費は、別紙1に掲げる経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別紙1の経費ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 次の取組は、補助対象経費としないこととする。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

## 第9 事業実施計画の公募期間等

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

## 第10 応募手続

1 事業実施主体は、別紙様式2により事業実施計画を作成し、別紙3の提出先（地域推進協議会等にあつては地方農政局長に、広域推進協議会にあつては生産局長）に対して、別紙様式1により提出するものとする。

2 申請書類の作成及び提出に当たっての注意事項等

- (1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とならないため、本要領を熟読の上、注意して作成してください。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募する事業実施主体の負担とする。
- (3) 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メールまたは宅急便とし、提出期限必着とする。ただし、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とする。（ファク

シミリによる提出は受け付けない。)

- (4) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別紙3の問い合わせ先に送付アドレスを確認し、件名を「公共施設等における花きの活用拡大支援事業の応募書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載して送付すること。  
その場合、送付後、必ずメールが届いていることを応募先に確認しなければならない。  
なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メールあたり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇(〇は連番)」とする。
  - (5) 申請書類を郵送により提出する場合は、封筒等の表に「公共施設等における花きの活用拡大支援事業公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって行うこととする。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど必要な措置を講ずること。
  - (6) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却しないので、御了承ください。
  - (7) 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出すること。
  - (8) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。
  - (9) 審査に当たり、農林水産省(沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局)から応募団体に申請内容の確認を行うとともに、関連資料の追加提出を求める場合がある。また、必要に応じて申請に関するヒアリングを行うこともあるので、御了承ください。
- 3 応募書類の提出期限及び提出部数  
応募書類の提出期限及び提出部数については、公示のとおり。

## 第11 審査方法等

### 1 補助金交付候補者の選定

- (1) 地方農政局長は、第10の1により地域推進協議会等から提出された事業実施計画書について、第4の応募要件及び第7の1の補助要件を確認するとともに、別紙2の審査基準に基づき、必要に応じてヒアリングを実施するなどの方法により、事業実施計画の内容確認及び別紙2の審査基準に基づきポイント付けによる事前審査等を行い、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、第10の1により広域推進協議会から提出された事業実施計画について、別紙2の審査基準に基づきポイント付けによる事前審査を行うものとする。
- (3) 生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会(以下「委員会」という。)において、(1)及び(2)により提出された事業実施計画書の審査を行い、本事業の事業実施主体となり得る候補(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、原則として、別紙2の審査基準に基づくポイントの合計数が高い者から選定するものとする。

- (4) なお、事業実施計画の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、事業実施計画書の審査においてその事実を考慮するものとする。
- (5) 生産局長は、(3)の審査結果を事業実施主体が地域推進協議会等にあつては地方農政局長に通知するものとし、広域推進協議会にあつてはその応募団体に別紙様式3により通知する。
- (6) 地方農政局長は、生産局長から通知された審査結果に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、補助金交付候補者とならなかった者に対しては選定されなかった旨を別紙様式3により通知する。

## 2 交付決定に必要な手続

補助金交付候補者は、公共施設等における花きの活用拡大事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）の内容を承知した上で、公共施設等における花きの活用拡大事業交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、交付申請を行うものとする。

なお、申請の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

## 第12 補助金交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、次の条件を遵守すること。

### 1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 事業実施主体は、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

### 2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後施行される補助金交付要綱及び事業実施要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を負わなければならない。

### 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、以下について制限する。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、事業実施主体が地域推進協議会等の場合にあつては地方農政局長、広域推進協議会の場合にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長又は農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。

### 4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属する。ただし、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募しなければならない。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

### 5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付を求める場合がある。

### 6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければならない。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めること。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してもらう場合がある。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであって、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出すること。

事業実施主体は、報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を妨げることができない。

## 7 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活動状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがある。